

食品接触材料安全センターメールマガジン No.52 (2022年12月上旬号) を発行致しましたのでご覧ください。

■PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

11月4日薬事食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会が開催され、先頃その資料に続き議事録が公表されました。一般衛生管理、適正製造管理の中に、販売先への情報の提供などに係る文言が追加されること。また議事録の中に、今後作成される手引の中で、具体的に伝達したという証拠が残るような方法を示すとあることに注意が必要です。

(資料) [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_28884.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28884.html)

(議事録) <https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001019057.pdf>

一般衛生管理改正の骨子案

人員、施設・設備	<ul style="list-style-type: none"><li>器具又は容器包装が適切に製造されるよう、必要な人員を配置し、作業内容を設定し、及び施設設備等を維持すること。</li><li>器具又は容器包装の製造に従事する人員（以下この条及び次条において「作業従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、作業従事者に作業手順及び衛生管理に必要な事項を理解させ、それらに従い作業を実施させること。</li><li>施設又は作業区域は、器具又は容器包装の使用方法等を踏まえ、必要に応じて粉じんや埃等の混入による汚染が防止できる構造とし、清潔な状態を維持すること。</li><li>清潔な作業環境を維持するため、施設の清掃及び保守点検並びに廃棄物の処理を適切に実施すること。</li><li>器具又は容器包装の製造の管理をする者及び作業従事者の教育訓練を実施し、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な情報及び取組を関係者間において共有すること。</li></ul>
販売先への情報の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う器具又は容器包装に関する情報の提供に努めること。</li></ul>
問題発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>食品衛生上の危害又は危害のおそれが発生した時の対処方法を定め、この手順に従い対処すること。</li></ul>
記録等	<ul style="list-style-type: none"><li>食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、原材料の仕入元、製造の状態、出荷又は販売先、その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するように努めること。</li><li>製造した製品等の自主検査を行った場合には、その記録を保存するように努めること。</li></ul>

#### 適正製造管理改正の骨子案

安全な製品の設計と品質確認	<ul style="list-style-type: none"><li>器具又は容器包装の製品設計にあつては、食品衛生上の危害の発生を防止するために管理が必要な要因を特定すること。</li><li>前号の管理が必要な要因については、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な製造及び管理の水準（以下「管理水準」という。）及び管理方法を定めること。</li><li>原材料及び器具又は容器包装が適切な管理水準及び管理方法を満たすことを確認すること。</li></ul>
販売先に伝える情報の管理	<ul style="list-style-type: none"><li>製造される器具又は容器包装については、その使用方法その他食品衛生上の危害の発生の防止のために販売先に伝える必要がある情報を管理すること。</li></ul>
問題発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>適切な管理水準を満たさない原材料又は器具若しくは容器包装、回収した器具又は容器包装その他食品衛生上の危害が発生するおそれのある器具又は容器包装については、その対応方法をあらかじめ定めておくこと。</li><li>適切な管理水準を満たさない原材料又は器具若しくは容器包装、回収した器具又は容器包装その他食品衛生上の危害が発生するおそれのある器具又は容器包装については、前号の規定により定められた方法に従い対応すること。</li></ul>
記録等	<ul style="list-style-type: none"><li>前各号に規定する取組の内容に関する書面とその実施の記録を作成し、適切な期間保存すること。</li></ul>

#### ■食品接触材料安全センター2022年度事業計画について

##### 食品接触材料安全センター2022年度事業計画

このコラムは、食品接触材料安全センターの2022年度事業計画をシリーズで紹介してきました。2022年度の上半期が終わったことから、各事業の進捗状況を順次紹介していきます。今回は色材部会の事業活動について紹介します。

JCII 食品接触材料安全センターの色材部会は、部会メンバー企業13社にて、国のポジティブリスト（国PL）制度の下での色材管理を目的に活動をしています<sup>1)</sup>。ほとんどの食品器具・容器包装には、白や黒といった無彩色を含めて、色がついています。これは、色の心理効果で食品のおいしさを引き立たせ、商品イメージを高めるだけでなく、可視光をさえぎり食品を長く保存するためです。このように生活に密着し広く利用されている色材には安全管理が不可欠です。

しかし、着色料（色材）は、国 PL に個別に収載されることなく、使用可能な物質が明示されていません。厚生労働省は現在、国 PL の改編作業を進めていますが、着色料には、改編後も従前と同様に、「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）」における一般の規格が適用されます。具体的には、指定添加物以外の化学合成着色料は溶出又は浸出して食品に混和しないように加工されていること、のみで管理がなされます。

そこで、当センターは自主基準のもとで、安全性を確認した色材（個別物質、個別銘柄）を推奨する仕組みを提供しています。色材物質の登録対象を審査した結果、規格を満たすものを個別銘柄別に自主基準の色材ポジティブリスト（色材 PL）に収載しています。色材は機能製品ですが、その機能ごとに最適の設計がなされます。また、これらを各社が異なる技術で製造します。そのため、基本となる化学構造が同じ色材であっても、個別銘柄ごとの審査が適切です。

現在、色材部会では色材の審査に必要な試験評価の指標となる色材試験法の改定作業を進めています。合成樹脂用の着色料に現在適用されている国内外の法規制に照らし、疑似溶媒 4 種を用いた樹脂中の色材の溶出や、重金属 8 種類や遊離芳香族アミンといった健康有害性がある物質の含有量もしくは溶出量に対する、試験法と規格値（上限値）について、今日的な目で検討をしています。

今回の改定では、カーボンブラックの不純物および抽出試験法について、会員からの要望に配慮した変更も盛り込みます。カーボンブラックの不純物であるベンズ(a)ピレンの含有量試験については、米国やドイツの公定法（もしくは同等の精度がある個社法）を適用する方針です。また、溶出試験については、色材を適用予定の樹脂に練り込んでから行うのが原則ですが、無機顔料のように溶出が実質的に無視できるものは原体での溶出試験を認めるという条件緩和を含みます。

色材部会は、当センターにおける専門家集団として、食品衛生法に適合し安全性が担保された色材の管理に貢献しています。安心して使用できる色材が、会員各社を通じて、容器等の製造事業者や販売事業者、食品製造・販売事業者や一般消費者に提供されるよう、お手伝いをいたします。

1) 当センター メールマガジン No.34

■お知らせ

食品接触材料に関する内外の動き

- 先頃、薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 器具・容器包装部会（11月4日開催）の議事録が公表された。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001019057.pdf>

- 11月8日中国国家標準化管理委員会「食品用金属容器内壁被覆層の耐酸性・耐硫黄性・耐塩性の判定」

<https://std.samr.gov.cn/gb/search/gbDetailed?id=EE483FB1F0ECB74EE05397BE0A0A2BD3>

「食品用金属容器内壁のコーティングの耐食性と緻密性の測定 - 電気化学的方法」

<https://std.samr.gov.cn/gb/search/gbDetailed?id=EE483FB1F0F6B74EE05397BE0A0A2BD3>

「食品容器用スズめっき又はクロムめっき鋼板の品質通則」

<https://std.samr.gov.cn/gb/search/gbDetailed?id=EE483FB1F0F7B74EE05397BE0A0A2BD3>

- 11月30日欧州委員会は「包装及び包装廃棄物規則」（案）を公表した。また併せて「バイオベース、生分解性及び堆肥化可能なプラスチックに関する EU の政策枠組み」を公表した。

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_22\\_7155](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7155)

- 先頃欧州委員会は、竹の粉末で作られたプラスチック食品接触材料に対する施行措置の Q & A を公表した。

- 11月22日欧州委員会「閣僚理事会規則 2021/770 に従って、リサイクルされていないプラスチック包装廃棄物に基づく独自のリソースに関連するステートメントのフォームを確立する xxx 付け欧州委員会施行規則(EU).../(EU、Euratom)」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/085903/1/consult?lang=en>

- 欧州委員会は 12 月 13～14 日審議する「合成ポリマーのマイクロプラスチックに関し REACH 附属書 XVII を改訂する xxx 付け欧州委員会規則(EU).../...D083921/03」を公表し

た。

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/083921/3/consult?lang=en>

●11月24日欧州委員会は「プラスチック汚染を終わらせる High Ambition Coalition」への参加を表明した。

[https://environment.ec.europa.eu/news/advancing-towards-zero-pollution-eu-joins-call-ambitious-global-agreement-end-plastic-pollution-2040-2022-11-24\\_en](https://environment.ec.europa.eu/news/advancing-towards-zero-pollution-eu-joins-call-ambitious-global-agreement-end-plastic-pollution-2040-2022-11-24_en)

●12月8日欧州委員会「安全で持続可能な化学物質に関する勧告」

[https://research-and-innovation.ec.europa.eu/news/all-research-and-innovation-news/recommendation-safe-and-sustainable-chemicals-published-2022-12-08\\_en](https://research-and-innovation.ec.europa.eu/news/all-research-and-innovation-news/recommendation-safe-and-sustainable-chemicals-published-2022-12-08_en)

●11月16日～12月7日欧州委員会「PVCに含まれる鉛及びその化合物に関する欧州議会及び閣僚理事会規則（EC）No 1907/2006 附属書 XVII を改訂する欧州委員会規則案に係る REACH 委員会の協議」に賛成 26、反対 1、棄権 0 で可決し、欧州議会及び閣僚理事会に回付。

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/086529/1/consult?lang=en>

●12月6日欧州委員会「科学的及び技術的進歩への適応、及び指令 2008/98/EC 第 39 条の下設定された廃棄物に係る指令の施行(欧州議会及び閣僚理事会指令（EU）2019/904)のための欧州委員会の会議の要約記録」会議は 2022 年 6 月 27 日。シングルユースプラスチック指令の規制範囲にある飲料ボトルの計算、検証方法を議論。又発泡 PS に押出發泡 PS が含まれることを確認。

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/086445/1/consult?lang=en>

●欧州議会「包装及び包装廃棄物指令 94/62/EC の改正」2022 年 12 月

[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2022/734698/EPRS\\_BRIE\\_734698\\_Revision\\_Directive\\_Packaging.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2022/734698/EPRS_BRIE_734698_Revision_Directive_Packaging.pdf)

●11月20日欧州議会「持続可能なテキスタイルのための EU 戦略」

<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/carriage/eu-textiles-strategy/report?sid=6401>

- 12月1日欧州議会「廃棄物輸送：環境と人の健康を守るより厳しい規則」  
<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20221128IPR58112/waste-shipments-stricter-rules-to-protect-the-environment-and-human-health>
  
- 11月23日北欧閣僚理事会「プラスチック汚染に関する国際協定におけるマイクロプラスチックへの取り組み」  
<https://www.norden.org/en/publication/addressing-microplastics-global-agreement-plastic-pollution>
  
- 11月29日仏 ANSES「プラスチックは家庭用コンポストと互換性がない」  
<https://www.anses.fr/en/content/plastics-not-compatible-domestic-composting>
  
- UK 毒性学委員会 (COT)「食品中のパーフルオロアルキル物質の存在に関連するヒト健康リスクに関する EFSA の意見に関する声明」2022年11月  
[https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2022-11/COT%20PFAS%20Statement%200422\\_Lay%20summary\\_Final%20Acc%20V\\_3.pdf](https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2022-11/COT%20PFAS%20Statement%200422_Lay%20summary_Final%20Acc%20V_3.pdf)
  
- 11月24日 UK「拡大生産者責任のため包装データ収集方法に関するガイダンス」  
<https://www.gov.uk/guidance/how-to-collect-your-packaging-data-for-extended-producer-responsibility>
  
- 11月29日 UK「遠大な世界的プラスチック条約を達成するための交渉が正式に進行中」  
<https://www.gov.uk/government/news/negotiations-officially-underway-to-achieve-reaching-global-plastic-treaty>
  
- 11月28日 PVCMedAlliance「DEHP 代替品が安全である 5 つの主な理由」  
<https://pvcmed.org/5-key-reasons-why-the-dehp-substitutes-are-safe/>
  
- 11月9日米国 CPSC「フタル酸エステル連邦官報通知案 - コメントへの回答及び委員会の調査結果の参照通知」  
<https://www.cpsc.gov/s3fs-public/RCA-Phthalates-draft-Federal-Register-Notice-Notice-of-Availability-of-Response-to-Comments-and-Commission-Finding.pdf?VersionId=AJUOjIqpEI5PQJwIsCuwOoNZczWHfJxh>
  
- 12月6日米国 WTO 通報「G/TBT/N/USA/947/Add.4 特定フタル酸エステル類を含む子供用おもちゃ及び育児用品の禁止」  
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN15/USA947A4.p>

[df&Open=True](#)

●12月5日米国「EPAは、PFASデータの毒性物質排出目録への報告を強化するための規則を提案する」、「パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質に関するTRI報告要件の変更、及び特別懸念のある化学物質に関するサプライヤー通知の変更」、12月6日「EPAは、有害なPFAS汚染を削減するための州へのガイダンスを発行」

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-rule-enhance-reporting-pfas-data-toxics-release-inventory>

<https://www.epa.gov/toxics-release-inventory-tri-program/changes-tri-reporting-requirements-and-polyfluoroalkyl>

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-issues-guidance-states-reduce-harmful-pfas-pollution>

●12月6日米国WTO通報「G/TBT/N/USA/1950 パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質の報告要件と特別懸念化学物質の供給者通知の変更」

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/USA1950.pdf&Open=True>

●12月6日アメリカ科学健康評議会（ACSH）「永遠の化学物質 PFOA に適切なバランスを取る」

<https://www.acsh.org/news/2022/12/06/striking-right-balance-pfoa-forever-chemicals-16707>

●11月30日タイ食品用器具・容器の強制的タイ工業標準に関するセミナー

[https://drive.google.com/drive/folders/1yBULG\\_HRY13Ei-Wgww3MwVgA\\_kiujK4j](https://drive.google.com/drive/folders/1yBULG_HRY13Ei-Wgww3MwVgA_kiujK4j)

5つのセミナー資料：

- ・免許申請の準備 工業製品規格
- ・セミナー予約 免許事業者の準備について 工業製品、食品用プラスチック器具の規格 TIS 655 第1～3巻及び工業製品規格 TIS 2493 第1～2巻 2022年11月30日（水）
- ・B" 製品規格 6 業界規格 電子レンジ用プラスチック容器
- ・B" 製品規格 6 業界規格 食品用プラスチック容器・器具
- ・免許取得後の検査 TIS. 655 及び TIS. 2493

●UNEP 11月28日「プラスチック汚染を打ち負かすための世界的な取決め」、「プラスチック汚染を終わらせるための交渉が始まる中何を期待するか」、12月2日「プラスチック汚染の終焉に向けて」

<https://www.unep.org/news-and-stories/speech/global-deal-beat-plastic-pollution>  
<https://www.unep.org/news-and-stories/story/what-expect-negotiations-end-plastic-pollution-kick>  
<https://www.unep.org/news-and-stories/press-release/moving-towards-end-plastic-pollution>

●UNEP INC-1 セッション中の文書（2022年11月28日～12月2日）

<https://www.unep.org/events/conference/inter-governmental-negotiating-committee-meeting-inc-1>

「UNEP/PP/INC.1/L.1 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際的手段を開発する政府間交渉委員会、その最初のセッションの作業についての報告書案」2022年12月1日

「UNEP/PP/INC.1/L.2 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際的手段を開発するの政府間交渉委員会第2セッションの暫定議題案に関する決定書草案」2022年11月30日

「海洋環境統合報告書を含む、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際的手段を開発する政府間交渉委員会の最初のセッションでの利害関係者の対話」2022年11月29日

●UNEP INC-1 書面による声明より

<https://www.unep.org/events/conference/inter-governmental-negotiating-committee-meeting-inc-1>

アジア太平洋 Gr 「アジア太平洋 Gr による INC1 への地域声明」

欧州 「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際的な手段を開発するための政府間交渉委員会 第1セッション」

日本 「議題 4 の下での日本の声明」2022年11月28日、11月30日、12月1日、12月2日

●11月28日 OECD 「プラスチック汚染への取組みにおける開発協力の役割」

[https://www.oecd-ilibrary.org/environment/the-role-of-development-co-operation-in-tackling-plastic-pollution\\_721355cb-en](https://www.oecd-ilibrary.org/environment/the-role-of-development-co-operation-in-tackling-plastic-pollution_721355cb-en)

●11月28日 Nature 「プラスチック汚染：国際条約で解決できる3つの問題」

<https://www.nature.com/articles/d41586-022-03835-w>

詳細情報は、会員向けページ「安全衛生情報（月度発刊）」をご覧ください。

-----

■ ■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■ ■

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No. 26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー JCI の個人情報の取扱いに関しましては、JCI ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 (<https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。  
([info-fcmcs@jcii.or.jp](mailto:info-fcmcs@jcii.or.jp))

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCI) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : [info-fcmcs@jcii.or.jp](mailto:info-fcmcs@jcii.or.jp)

URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>